

令和4年由仁町議会第4回定例会 第1号

令和4年12月14日（水）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、総務文教常任委員会道内行政視察報告書
 - 4、産業厚生常任委員会道内行政視察報告書
 - 5、総務文教常任委員会町内所管事務調査報告
 - 6、産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 8 議案第 3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 9 議案第 4号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 5号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 6号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 9号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 16 議案第11号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 17 議案第12号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 18 議案第13号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 19 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 20 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 21 由仁町議会の
議員定数に
関する審査
特別委員会
報告第 1号
- 22 会議案第1号 由仁町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

23 意見書案 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向け
第1号 た需給改善対策等の強化に関する意見書について

24 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	羽 賀 直 文 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	加 藤 重 夫 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	佐 藤 英 司 君
	7番	平 中 利 昌 君		8番	大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	繼
主		事	清	水	香	葉

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和4年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 佐藤君、7番 平中君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

早坂議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月12日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の制定案1件、条例の一部改正案4件、令和4年度各会計補正予算案8件、人事案2件、計15件であります。議会提出案件として特別委員会報告1件、会議案1件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、計4件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から3号は一括上程とし、その他の議案につきましては単独上程といたします。一般質問については本日14日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、14日は日程第1から日程第18まで、2日目、16日は残りの日程とし、付議事件全般について協議した結果、今回の定例会の会期については12月14日から16日までの3日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの3日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和4年度10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の総務文教常任委員会道内行政視察報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察についての報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の産業厚生常任委員会道内行政視察報告をいたします。産業厚生常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、5の総務文教常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありましたので、お手元に配付してあります。

総務文教常任委員会委員長から報告を願います。

総務文教委員長

○2番（羽賀直文君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は、光ファイバー整備に係る町内の契約状況及び活用事例について、防災資機材の管理状況についての2点で、令和4年11月1日火曜日に実施しました。出席委員、説明員等は記載のとおりです。

調査結果は、別紙のとおりであります。まず、1点目の光ファイバー整備に係る町内の契約状況及び活用事例についてですが、光回線の契約状況につきましてはN T Tへの調査結果に基づいて説明を受けました。活用事例につきましては、由仁小学校のオンライン対応についての説明を受けたところであります。

光ファイバー整備については、高度化する情報通信技術社会における基盤がようやく整

備されたものと考えており、仮申込みに対する高い契約率が示すように、待ち望んでいた町民も多いものと思われます。一方で、高齢者にとってはその必要性や仕組み、手続方法が分からないといった状況も多いことが推察され、ますます高齢化が進む中、また既に光ファイバーが整備されている市街地区も含め、契約率を向上させるためにも理解を深めていく方法についての検討を期待するところであります。

活用事例として確認をした小学校における取組は、学校へ地域おこし協力隊員を配置するなど積極的に推進が図られておりましたが、通信環境が原因となる送受信の不調など課題も残ったようであります。

今後、今回の光ファイバー整備により各家庭の通信環境は全体的に向上することが予想されますが、経済的な理由などにより環境が整わないことがある場合には何らかの方策が必要であると考えるところであり、引き続き実態の把握に努めていただきたいところであります。

情報通信技術は、今後社会活動、経済活動、様々な部門でさらなる活用がなされていくことと思われます。行政においても積極的な利活用に努めていただくことを期待するところであります。

2点目の防災資機材の管理状況についてであります。防災備蓄に関する現状についての説明と、あわせて備蓄品保管場所の現地確認を実施しました。防災備蓄品については、集中的な管理体制の下、品目や数量について適正に管理がなされております。しかし、その保管場所である町体育館は老朽化も進み、複数の箇所から雨漏りが確認される状況にあります。今後の方針については検討中との説明がありました。

防災に係る備えは、今後将来にわたって継続していく課題であります。今後の方針について、協議、検討を進められることを望むものであります。

以上で総務文教常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 次に、6の産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。

産業厚生常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありましたので、お手元に配付してあります。

産業厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長

○8番（大竹 登君） 報告いたします。

本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了いたしましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は農作物の生育状況についてで、令和4年10月24日月曜日に実施いたしました。出席委員、説明員は下記のとおりであります。

調査結果につきましては、まず空知農業改良普及センター空知南東部支所から本年度の主要農作物の生育概要について説明を受けた後、そらち南農業協同組合から農作物の品質及び在庫、価格の見込みについての説明を受けました。

主要農作物の生育状況の詳細はお目通しいただき、概況のみとさせていただきますので、ご了承ください。水稲につきましては、6月は低温、7月は曇天が続きましたが、平年より気温が高い状況が続き生育が進んだことから、出穂期は平年より早くなりました。8月は気温がおおむね平年並みで経過いたしました。曇天が続いたことから登熟に時間がかかったものの、収穫作業は平年並みとなりました。品質については、製品歩留りはやや悪いものの、たんぱく質含有率はゆめぴりかの基準品で約80%と平年並み以上となりました。秋まき小麦につきましては、生育は順調で、収穫作業はやや早く始まり、順調に終了しましたが、登熟期間が曇天だったこと、また立ち枯れ病の発生が多かったため、収量、製品歩留りはやや低くなりました。大豆につきましては、6月下旬からの高温により生育が進み、莢数が多い状況でしたが、9月上旬の強風により落葉、落莢のため、最終的には平年並みとなりました。てん菜につきましては、草丈はやや短く、葉数は平年並みで、根周は平年を上回りました。病害虫もヨトウムシは、ほとんど発生しませんでした。褐斑病は高温多湿傾向により平年並みの発生状況でした。タマネギにつきましては、6月中旬以降は高温と適度な降雨により生育が進みましたが、収穫前の多雨により腐敗の発生が多いものの、変形による規格外品は少なく、規格内収量は平年より多くなりました。

次に、水稲の品質及び在庫、価格の見込みについてであります。6月から7月にかけて曇天が続いたものの、生育は順調に推移し、9月4日からゆめぴりかの収穫作業が始まり、米賓館の受入れは10月下旬までを予定しております。品質につきましては、くず米の発生率が例年より多めに推移していますが、高温障害となりますしらの発生は例年より少なく、調製作業も順調に行われております。また、食味の基準となるたんぱく値は平年より低めで推移し、ゆめぴりかにつきましては基準品率は86%以上の実績となっております。情勢につきましては、作況は9月25日の調査時点で全国100、北海道106、南空知は105であり、今年についても平年を上回る作柄となりました。市中価格も回復傾向にあり、令和4年産の米穀概算金も昨年と比べ上昇している状況であります。

最後に、調査の所見であります。調査の結果、7月から8月にかけて曇天が続きましたが、水稲の生育については順調に推移しました。おおむね平均を上回る作柄となりましたが、今後も需給環境や米の作付面積減少が懸念されていることから、需要の先行きについて注意深く見極めていく必要があります。

以上、産業厚生常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和4年第3回定例会以降の行政事務につきましてご報告をいたします。

第1点目は、デマンドバスの運行状況についてであります。本年10月から実証運行を実施しておりますデマンドバス、由仁北広島線は無料期間でありました10月の利用者数は延べ195人、実人数で39人、有料となりました11月は延べ154人、実人数で28人となっております。1日の平均利用者数は約9人となっており、予約がなく1便も運行を行わなかった日はない状況であります。これまでの取組の中では、利用者に対しましてラインアプリでの予約や運行情報の提供など利便性の向上を図っており、引き続き利用実態の検証を行ってまいります。

第2点目は、マイナンバーカードの申請状況についてであります。マイナンバーカードは、議員各位ご承知のとおり、デジタル社会の基盤となるツールとして全国的にその普及が図られているところであり、当町におきましても休日、夜間の受付窓口のほか、各公共施設や新型コロナワクチン接種の会場などにおいても出張申請窓口を開設するなど申請機会の確保、拡充に努めているところであります。申請状況についてであります。全国における12月1日現在の申請件数は7,636万9,383件で申請率は60.6%、北海道におきましては12月4日現在で341万7,516件、65.9%となっております。当町における申請状況は、12月4日現在で3,100件、63.6%となっており、申請率は全国、全道とほぼ同様の状況となっております。現在、国においては普及促進策の目玉として取り組んでおりますマイナポイント第2弾は、12月末までにマイナンバーカードの申請をする必要があるとされておりますが、マイナンバーカードの普及が、その結果によりまして地方交付税や国庫補助事業の採択にも影響を及ぼすと言われておりますことから、さらに今後町民の皆さんの日常生活や行政サービスを受ける上でマイナンバーカードの必要性が高まっていくことが想定されますので、年が明けた後につきましても引き続き普及促進に努めてまいります。

第3点目は、主な農作物の生育状況についてであります。水稲につきましては、農林水産省が12月9日に公表しました作況指数は全国で100、北海道106、南空知で105のやや良で、10アール当たりの収量は南空知で576キログラムとなっております。品質につきましては、倒伏した圃場が多く見られたため、青未熟粒、成熟していない緑色の粒のことでありますが、青未熟粒の混入があり、くず米の発生率は例年より高い傾向となりました。一方で、腹白、乳白粒、白色で不透明な粒のことでありますが、腹白、乳白粒の混入や胴割粒の発生は少なく、たんぱく値につきましても平年より低めとなっており、ゆめぴりかは基準品出荷率、たんぱく値7.4%以下の米の出荷率の高い年となったところであります。出荷の状況につきましては、11月末現在で10万2,002俵、1等米の出荷率は99.3%となっております。てん菜につきましては、生育は良好で、収量は10アール当たり6.9トンと平年並みとなっておりますが、糖分につきましては16%と平年をやや下回る見込みとなっております。大豆につきましては、小粒大豆及び大粒大豆ともに例年より小粒傾向となっておりますが、汚粒、汚れた粒のことでありますが、汚粒等の発生や被害粒の混入も少なく、上位等級品が中心となっております。収量につきましては、小粒大豆は10アール当たり4俵と平年並み、大粒大豆につきましては現在調整中となっております。タマネギにつきましては、やや小玉傾向となり、収穫期の大雨の影

響による腐敗の発生が見受けられ、収量は10アール当たり5トンと平年をやや下回る結果となりました。食用バレイショにつきましては、球数は平年並みとなりましたが、小玉傾向となり、収穫期の降雨の影響から腐敗等の発生も多く、正品としての収量は10アール当たり2.5トンと平年を下回る結果となりました。種バレイショにつきましては、球数及び規格内製品の割合が非常に高く、正品としての収量は10アール当たり3.5トンと例年を大幅に上回る結果となりました。花卉につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で婚礼や葬儀などは引き続き縮小傾向にあります。一般家庭での需要や贈答用の需要の増加、加えて輸入品の減少によりまして高単価で推移しております。そのため、生産戸数、出荷本数は減少しましたが、販売額は10年連続で3億円を超えております。本年は、品目による格差はあるものの、収量につきましては総じて平年並みの作況となったところであります。

第4点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、感染の主流となっております変異株、オミクロン株に対応するため、国において新たなワクチンでありますオミクロン株対応2価ワクチンを特例承認し、9月20日から接種を開始したところであります。接種の対象者は、従来ワクチンを2回以上接種した12歳以上の前回の接種から3か月以上が経過した者として、当町におきましては10月11日から4回目の接種を受けていない60歳以上の方などを優先して接種を開始し、小中学校の教職員や保育士、飲食店従業員などを対象に接種を進めながら、今月4日に集団接種を終えたところであります。

次に、これまでのワクチン接種の状況であります。12歳以上が対象となるオミクロン株対応ワクチンにつきましては2,834人、1月1日現在の12歳以上の人口に対する割合は62.2%の方が、さらに5歳から11歳までの小児に対する接種につきましては104人、46.2%が2回目の接種を、80人、35.6%の方が3回目の接種を終えたところであります。また、10月5日に特例承認されました生後6か月から4歳以下の乳幼児用ワクチンにつきましては、対象となる保護者に対しまして意向調査を実施し、希望する方が確実に接種できるよう慎重に準備を進め、今月5日から町内医療機関において接種を開始したところであります。先ほど申し上げましたとおり、集団接種は今月4日をもって終了したところでありますが、いずれの接種につきましてもこれまでと同様に希望する皆さんが確実に接種することができるよう、町内医療機関で個別接種できる体制を継続してまいります。

第5点目は、主な工事の進捗状況についてであります。土木事業の三川中央通り線道路改築工事は10月11日に完成をしたところであります。

行政報告は以上5点でございます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和4年第3回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告いたします。

ゆに教育の日の取組についてであります。この取組については、平成22年度から町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に、11月1日をゆに教育の日と定め、様々な取組を実施しているところであります。その取組内容についてですが、11月28日に各小中学校の児童生徒の代表、合わせて12名を1日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところです。今年度は、「アフターコロナ！取り戻そう学校でやってみたいこと」をテーマに、学校に導入した1人1台端末を活用しながらグループで話し合って全校児童生徒が交流できる取組案の発表が行われました。子ども教育委員には、話し合われた内容を各学校に持ち帰り、児童会や生徒会など子供たちが主体となって検討を深め、実現されることを期待しているところであります。また、ゆめっく館では11月をゆに読書月間と定め、同館の利用促進や本に親しむきっかけづくり、さらには家庭での読書習慣や機会を増やすことを目的に、古本市や秋の絵本展を開催したところであります。このほかにも由仁町文化連盟、由仁町教育振興会が共に主催する由仁町文化祭で児童生徒の作品を展示したところであります。

なお、毎年11月初旬に町内小中学校、にじいろこども園、三川保育園において一斉公開授業、みんなで学校に行こう！を開催し、保護者や地域の方々に子供たちの授業の様子や活動の様子を参観していただいておりますが、今回は新型コロナウイルスの感染症が増加傾向であったことから開催を中止したところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

地域交通体制づくりと高齢者の交通安全対策についてお伺いします。

今年9月に北海道中央バス株式会社の由仁三川間が廃止され、住民の足がまた1つ減りました。この路線は、利用者がほとんどいない路線であったため廃止されたものと聞いておりますが、利用者が全くいなかったわけではありません。由仁町も後期高齢者の人口が25%を超え、今後自家用車を運転できなくなる方が増えることは容易に想像でき、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保は緊急の課題と考えます。

そこで、町長に2点お伺いします。住民生活の基礎となる移動手段を守るため、町としてこれまで様々な取組をされてきたと思いますが、今回の中央バスの廃線により公共交通空白地に近くなった古山地区と三川地区のこれまでの検討状況と今後の見通しについてお伺いします。

もう一点、高齢者の交通安全対策です。高齢者は、反射神経や判断力などの低下により交通事故の被害者にも加害者にもなる可能性もあります。近年は、ブレーキとアクセルの踏み間違いや対向車線の走行など痛ましい事故も多数見られ、個人差はありますが、高齢者の運転が事故の危険度を増す要因となることは事実とっております。由仁町は、免許の自主返納が増えていないと感じていますが、その原因は車に代わる移動手段の確保が難しいこと、それに対する支援がないためと私は思っています。自主返納の支援に様々な特典を設けているところもあると聞いていますが、町として免許返納者を増やすことで事故の減少につながるという取組について、どのような考えをしているかお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の地域交通体制づくりと高齢者の交通安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目についてであります。中央バス路線の由仁三川間の廃止につきましては利用者の減少、とりわけ乗客が全くいない便もかなり多かったことから、廃止もやむを得ないとの結論に至ったものであり、貴重な交通手段を失ったことは私も非常に残念な思いであります。

ご質問にもありましたが、路線廃止によりまして古山あるいは三川地区沿線のバス停はなくなりましたが、現状ではこの地区にJRの駅がございます。JR室蘭線は、単独では維持困難な線区で、現在路線の存続に向けて経営改善中でありますので、歩ける方、お元気な方にはJRを積極的に利用していただくことも公共交通を地域で守り、支える1つの手段と私は考えております。

ご質問の検討状況と今後の見通しについてであります。この区間につきましてはバス利用者がほぼいないという状況から廃線となったものであります。さらに、町内における地域交通の担い手となる交通事業者にあっては人員の高齢化、なり手不足など直ちに代替交通を実施することは大変難しいと聞いています。まずは、いつ、どこで、どのような人がどのように、どのくらい交通手段の確保に困っているのかをきちんと分析し、そのニーズを具体的かつ的確に把握し、どのようなものをどの程度用意するのかをしっかりと見極めていく必要があると私は考えております。さらに厳しさを増すことが予想される公共交通環境であります。町民の皆さんの足を確保すべく、今後も交通事業者や関係機関と、これは古山地区、三川地区だけの問題ではありませんので、引き続き協議、検討を進めてまいります。

2点目の高齢者の免許返納によります交通安全対策についてであります。車に代わる移動手段の確保が非常に難しいことが免許返納が進まない要因の一つではないかということは、まさに議員ご指摘のとおりであると考えております。都市部では、自動車以外にも様々な交通手段が整備され、免許返納後においても大きく個人の移動が制限されることはありませんが、当町のような過疎地域におきましては免許返納後の移動手段の確保が難しい状況を鑑みますと、仮にその誘導策を講じたとしても、その効果については大きな疑問を感じるところであり、現時点において特典制度などによる返納誘導は検討しておりませ

ん。しかしながら、以前他の議員から同様の質問があり、家族、家庭が主体となって自主的な返納を促す対応が重要であると答弁させていただいたところではありますが、免許返納が事故防止、交通安全対策につながる場所でもあります。今の暮らしも高齢者自身や家族が安全、安心でいられる環境であってこそありますので、これまでも実施しております老人クラブへの交通安全教室など警察とも十分に連携しながら、免許の自主的な返納の啓発活動に取り組んでまいります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） どうもあれですけども、ちょっと私も納得いかないところもあるんですけども、それでは今のあれで町長の口から一言、デマンドタクシーの話が出てくるかなと思ったら、今回何も出てこなかったのだけですけども、今は道路を挟んで東側がデマンドタクシー、右側は何もない。町長、あれですか。今言う古山、三川、その辺の地区にデマンドタクシーの考え方はあるのですね。それだけちょっと答え。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） まず、デマンドタクシーの考え方ということでございますが、デマンドタクシーにつきましては、かつてバス路線が走っていたエリアを中心に運行しているものであります。そういう制度に乗っかって運行しているものでございますので、デマンドタクシーのエリアから外れたところを全く考えていないということではありません。デマンドタクシーという名称を使わなくてもいわゆる足のない地域については、これからニーズ調査を実施して、どういう足を確保したらいいのかということで答弁をさせていただいたところでもあります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長の考え方は了解したのですけれども、やはり今言う家族の支え、確かに地域の支え、これが一番大事な話なのです。町長もおっしゃる、そのとおりだと思うのです。ただ、家族もいない、地域もいない、老人会にも入っていない老人もおられるのですよね、町長。それは御存じだと思うのだけども、そういう人たちをどうやって支えるかという問題です。

それから、今のこれからのデマンドタクシー、もうちょっとこれからを含めて考えてもらいたいと思うのですけれども、引き続き町民の足の確保、特に高齢者に向けた対策を前向きに1つ検討をしていただきたいと思うのです。

それで、町長は今この辺の交通網を整備するとしても現在委託している由仁ハイヤーさんのドライバーさんも高齢化し、何かやっても実際として運行している後続業者が非常に困難な状況にあるというのを町長は御存じだと思うのですけれども、今後地域交通の確保について町はどのように考えているか、1つだけお聞きをします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 現在、町が運行を委託しておりますデマンドタクシーは、町内の民間事業者のほうに委託をしております。まさに佐藤議員ご指摘のとおり、運転手の方が大変高齢化しております。また、募集をかけてもなかなか運転手を確保することが難しいと、そういったお話も聞いております。いわゆる足のないエリアのほうから何とかデマンドタクシーのいわゆるこの制度を活用したくても、何とか我が自治区まで運行エリアを拡大してもらえないかと、そういった声もいただいているところであり、私どもも委託業者のほうに何とか拡大してもらえないのかということも投げかけております。しかし、現実的には今人員の問題などがありまして、なかなか簡単にエリアを拡大することはできないという回答をいただいております。ただ、このまま手をこまねいているわけにはいかないと私は思っております。業者のほうに持続的にこれからも町内においていわゆる事業展開をしていただくためには、どんな問題があつて、どうそこを解決したらいいのか。そこで我々行政として何かお手伝いすることはできないのかということを経営者のほうには、これは正式ではありませんけれども、会議を重ねるごとに業者のほうにお話をさせていただいているところであります。極めてイレギュラーな形になるかもしれませんが、例えば将来の事業を担っていただけるような方を国の制度を使って募集して、由仁町に住んでいただいて事業を継承するですとか、あるいは従業員として働いてもらって、何年か後には社員となつてとか、いろんな方法が考えられますので、そこはこれからも事業者の方と協議を進めていきたいと考えているところであります。これは、大変難しい問題でありまして、お話をしても、はい、分かりました、では来月からやりましょうというふうにはなかなかいかないものですから、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、じっくり考えて検討して進めていかなければならないと思っているところであります。

あと、もう一点は、この足の問題については非常に多いわけなのです。先ほどデマンドタクシーということが議員から御質問がありました。これは、国土交通省の事業に乗っかって展開しているものであります。かつてあったバス路線のバス停から800メートルのエリアのところを対象とする事業でありまして、声がありましたので、私どもも担当課において図面にバス停を全部落として、800メートルを全部拾い出しをして、エリアの拡大ができないかということ調整している。その作業を進めてまいりまして、何とか希望のあった自治区全部ではないのですが、エリアを拡大することができました。自治区の方には大変喜んでいただいたのですが、既に2年を経過したのですが、残念ながら1名の利用者もないというのが現実であります。これは、時間帯が悪いのか、運行方針の問題なのか、そこはまだ調査を実施しておりませんが、足がない足がないという声だけで、では運行しますよというわけには、これはなかなかいかないと思いますので、そういった足の確保、困られている方の声をしっかりと聞いて、これから進めていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 本当にこれは町長、この高齢者の足の確保は、これからいろいろと今言う大変困難な状況だと思うのですけれども、前向きにこれから今言うデマンドタク

シーも含めて古山地区とか三川地区、これから今言う東のほうも西のほうも、ずっと西三川も含めて1つ検討をお願いしたいと思うのです。

それで、今本当に先ほど言いましたけれども、日本の国民の大体の平均年齢が男性で81.5歳、女性が87.6歳で、これはますます高齢化する状況になると思うのです。それで、今回のようにこのような利用者がいないことから中央バス路線の由仁三川間が廃止になりました。今後ほかの路線も利用状況によっては、減便や路線廃止がされる可能性があると思います。今言う私も、町長が言いましたけれども、三川、古山、由仁間、この駅までと言うけれども、駅まで来る人が大変なのです。500メートルや300メートルぐらいだったら老人の足で歩くのでしょうかけれども、さっきも言った家族の支えがあって汽車で何とか来るとい感じなものですから、その辺を含めて今度はそのための町民の足を確立するために町内循環バス及び運行状況を見直すとか、そういう協議、検討を進めていただきたいと思ひまして、それをお願いして、これからも十分にそういうものを検討していただきたい。それをお願いして、私の質問を終わります。何か町長、答弁ありますか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご指摘をしっかりと受け止めまして、今後進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 私は、町長の次期統一地方選挙における出処進退について伺います。

町長は、平成27年5月に町長就任以来、現在2期目を迎え、その任期も残り4か月余りとなりました。今期の町長は、医療施策の充実を図るため、在宅療養を推進させた効果は大きいものがあったと考えます。元気な子供を育むための認定こども園を開設し、子供たちのために環境整備を進めてまいりました。さらに、生活基盤の整備のために光ファイバー網の整備や住環境の整備のために公営住宅も計画どおりに進めてまいりました。私は、松村町長が2期目に取り組んでこられた施策は町民が安心、安全に暮らすために必要だと考えます。町長の出処進退についてお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

私の任期も残すところ、あと4か月となりました。議員からは、私がこれまで推進してきました政策や取り組んでまいりました事務事業などを評価していただきましたが、私自身としてはまだまだ道半ばであると考えておりまして、大変恐縮しているところであります。しかし、この評価は私の1人の力ではなく、職員はもちろんのこと、町民の皆さん、議会議員の皆さんのご理解とご協力、そしてご支援のたまものであると改めて感謝をしております。

出処進退についてのご質問であります。まずは残された任期を町長としてその責務を全うすることが第一であり、立ち止まることなく、町民の皆さんのために町政執行に努めてまいり所存であります。

さて、懸案であります由仁町の財政状況は、私が就任しました平成27年度より僅かではありますが、改善されました。しかしながら、取り組まなければならない課題は山積しております。早期健全化団体から脱却したものの、転落の原因となった短期間に整備した公共施設は今大規模修繕の時期を迎え、新たな投資を阻む町政執行の大きな障害となっており、総じて依然として大変厳しいということに変わりはありません。したがって、まだまだ財政の健全化に向けた取組の手、手綱を緩めるわけにはいきません。

その上で2期目の4年間を顧みますと、コロナウイルスによるパンデミックに始まり、町民の皆さんの生命を守ること、行動制限による疲弊、停滞する事業者への支援などに奔走してまいりました。さらに、ロシアのウクライナ侵攻による物価、資材、燃料などの価格高騰が町民の皆さんの暮らしや経済活動に追い打ちをかけております。いまだ終息の兆しは見えませんが、またコロナ後の世の中がどうなるのかも分かりませんが、しかしながら少子高齢、人口減少の流れは止まることなく、逆ピラミッド型の年齢構成の地域社会や社会構造の変化がこれからも進むものと考えております。由仁町のような小規模な自治体にあっては、さらに厳しくなり、今を生きる私たちが次の世代に引き継ぐものが借金と老朽化した施設だけというのは、決して許されることではないと思います。

改めて由仁町の130年の歴史を振り返りますと、由仁町は可能性を秘めた町であります。確かに多くの課題を抱えておりますが、私は何よりも町民の皆さんのために2期8年の取組をさらに生かし、これまでの歩みを止めることなく、まいた種が真の意味で花が咲き、実を結ぶことを目指し、引き続き町政の先頭に立ち、小さくてもきらりと輝く元気なまちづくりに全身全霊で取り組んでいきたいと決意をしたところであります。この機会に議会議員の皆さんのなお一層のご理解とご支援を心からお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 私は、ただいま町長の答弁にありましたように行政の運営の均衡を図るためにも再度の立起をご期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号ないし日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第8、議案第3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定をいたしました。

議案第1号、議案第2号、議案第3号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、昨年6月の地方公務員法一部改正に伴い、地方公務員の定年が引き上げられることを踏まえ、関係条例の規定を整備しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） それでは、ただいま一括上程されました議案第1号から議案第3号について内容の説明をいたします。先日の全員協議会での説明と重複する部分があるかと思いますが、ご了承願います。

さて、現在職員の年齢については職員の定年に関する条例で定められておまして、一般職員については定年を60歳、医師については65歳としているところであります。このたび地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月に公布され、国家公務員と同様に地方公務員の定年も60歳から65歳に引き上げられることを踏まえまして、由仁町においても関係する条例を整備しようとするものでございます。

主な改正は6点ございまして、1点目は一般職の定年を65歳、医師の定年を70歳に改正しようとするものであり、この改正は令和13年3月まで段階的に1歳ずつ定年を引き上げようとするものであります。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制の導入で、60歳に達した日以降、いわゆる役職定年を設けるものであります。由仁町で申しますと、課長職、課長補佐職の地位にある者

は主査職へ降格をするものであります。なお、診療所の医師については適用いたしません。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入であります。職員の希望により60歳に達した日以後に退職した職員について、従前の選考方法などにより職員の希望により短時間勤務の職に採用しようとするものであります。また、現行の再任用制度は暫定再任用制度として継続いたします。

4点目は、定年延長に係る給与についてでございます。職員の給与月額については、職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、職員に適用される給与の月額に100分の70を乗じて得た額とするものであります。いわゆる7割措置であります。

5点目は、高齢者部分休業制度の導入についてございまして、高齢職員に多様な選択肢を示す観点から、公務の運営に支障がなく、任命権者が認めた場合に限りませんが、勤務時間の2分の1を上限に部分休業を認めようとするものであります。なお、休業中における給料は支給いたしません。

6点目は、情報提供意思確認制度の創設で、これらの制度や勤務条件、給与措置などについて職員に情報提供を行うこと、意思確認を行う旨を新たに設けようとするものであります。

なお、このたびの改正は地方公務員法の改正に伴う職員の定年延長に係る規定の改正のほか、条ずれや文言などの修正も行っておりますが、それらについての説明は割愛をさせていただきます。また、改正につきましても主な改正についてのみの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

それでは初めに、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたしますので、議案第1号資料新旧対照表の1ページを御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

初めに、この表の上段のほうになりますが、この条例について、題名の次に目次を付し、新たに第1章から第5章までの章立てにしようとするものであります。

表の中段辺り、第2章は定年制度について規定をしており、第3条第1項は職員の定年を60歳から65歳に改正しようとするものであり、第2項で町立診療所などにおいて医療業務に従事する医師の定年を65歳から70歳に改正しようとするものであります。

第4条は定年による退職の特例で、高度の知識や経験など勤務条件に特殊性がある場合については1年を超えない期間で期限を定め、引き続き勤務させることができますが、3年を超えて勤務することができないという旨を規定するものであります。

続いて、3ページを御覧ください。第3章は、管理監督職勤務上限年齢制について規定をしたもので、第6条から第13条まで規定をしております。この章の主な内容につきましては、任命権者は管理職についている職員を役職定年年齢60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理職以外の職へ降任させるということです。課長職、課長補佐職は主査職へ降任をするというものでございます。

4ページを御覧ください。第9条は、管理監督職上限勤務年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を規定するもので、こちらも役職定年制の特例といたしまして第1号第1項から第3号のいずれかの事由に該当する場合は、引き続き1年を超えない期

間で管理監督職員として勤務させることができるものとしておりますが、第2項においてその期間は3年を超えることができないとするものであります。

7ページを御覧ください。上段になりますが、第4章は定年前再任用短時間勤務職員制について規定をしたもので、第12条は60歳以降、定年前に退職した者を短時間勤務の職に任用することができる旨を規定しております。

その下、第5章は雑則で、第14条、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、8ページを御覧ください。こちらの表は、職員の定年に関する経過措置で、令和5年から令和13年まで1歳ずつ65歳まで段階的に定年を延長しようとするものでございます。

その下、第4項は医師の定年に関する経過措置で、職員と同様1歳ずつ70歳まで段階的に定年を延長しようとするものであります。

その次、第5項は情報の提供及び勤務の意思の確認についての規定で、こちらは新たに規定されたものでありますが、任命権者は職員に対し60歳以後の任用、給与に関する情報の提供をするものとし、60歳以後の勤務の意思の確認をするよう努めることとしております。

9ページを御覧ください。附則として、第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、附則の第1条の規定は公布の日から施行しようとするものであります。

10ページを御覧ください。第3条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置であります。

12ページを御覧ください。下段になりますが、第4条は町が加入する一部事務組合及び広域連合に属する職員に係る規定でございます。

少し飛びまして、15ページを御覧ください。15ページから17ページまでの第7条から第11条までは、令和3年改正法附則で定める職及び読み替えて規定する職及び年齢などについて規定をしたものでございます。

以上で議案第1号に係る内容の説明を終わります。

続きまして、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について内容を説明いたします。議案第2号は、議案第1号で説明をしました職員等の定年の延長に伴いまして、町において必要な関係条例の整備を行うものでございます。9本の条例の一部改正、1本の条例を廃止する内容となっております。第2号につきましても議案第1号同様に地方公務員法改正に伴う条ずれの修正のほか、文言修正などについての説明は割愛をさせていただきます。

改正内容につきましても、新旧対照表で説明しますので、議案第2号資料1ページを御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

表の中段、第2条関係は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてであります。第1条の改正は、60歳の役職定年に達した者を管理職以外の職に降任させることから降給を加える改正でございます。

2 ページを御覧ください。第4条関係は、公益的法人等への由仁町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。こちらは、3 ページを御覧ください。第2条第2項、第4項は、派遣することができない職員として議案第1号において説明した職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長した管理監督職を占める職員を新たに追加しようとするものでございます。

第5条関係は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。現行の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に名称を改めようとするもので、5 ページの中段にあります第16条の2まで同様の改正となります。以下、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改めようとする改正についての説明は割愛をさせていただきます。

5 ページを御覧ください。第6条関係は、下段のほうになりますが、第6条関係、職員の育児休業などに関する条例の一部改正についてでございます。

次の6 ページを御覧ください。第7条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

7 ページを御覧ください。7 ページ、第9項は定年前再任用短時間勤務職員に支給をする給与月額を規定しようとするものでございます。これ以下、しばらくは文言の修正などでございますので、割愛をさせていただきます。

12 ページまで飛びまして、12 ページ中段ほど、第17条の6は定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外について規定をしたものでございます。

その下は附則でございますが、附則第11条は60歳を超えた職員の給与月額は当分の間、職員における号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額としようとするものでございます。60歳以後の給与月額につきましては、さきに全員協議会において説明をさせていただきましたが、いわゆる7割措置を適用しようとするものでございます。

13 ページを御覧ください。第12項は前項、第11項について適用しない職員を次の各号で定めたものでございます。

第13項は、当分の間、役職定年により降任した職員の給与月額については、7割措置により引下げをした給与月額に異動日前に受けていた給与月額の7割との差額を支給しようとするものでございます。

14 ページを御覧ください。第17項は、附則第11項から第16項までに定めるもののほか、必要な事項は規則で定めようとするものでございます。

その下、14 ページ下段からは職ごとの給料表を掲載しておりまして、定年前再任用短時間勤務職員の行政職1の給料表は15 ページの上段の表となります。その下段は、医療職給料表1でございます。

次のページをお開きください。上段には、医療職給料表2の表、下段には医療職給料表3の表について、次のとおり改正を行おうとするものでございます。

17 ページを御覧ください。第9条関係は、由仁町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、こちらは条ずれ等に伴う修正でございます。

続きまして、説明資料が変わりまして、お手数ですが、議案の26 ページをお開きくだ

さい。議案の26ページになります。下段になりますが、第10条は職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものでございます。

引き続き、附則について議案で説明させていただきます。その下でございますが、附則として第1条、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

次の議案27ページを御覧ください。第2条は用語の定義で、第3条は公益法人等への由仁町職員の派遣等に関する条例の一部改正、第4条は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第5条は職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定したものでございます。

1枚めくっていただき、議案の29ページを御覧ください。第6条は、由仁町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置について規定をしているものでございます。

以上で議案第2号に係る説明を終わります。

最後に、議案第3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。1枚めくっていただき、議案の31ページを御覧ください。

このたびの条例の制定は、高齢職員が加齢による身体的な事情等への対応、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合等について、公務の運営に支障がない場合に限り、勤務時間を減じつつ勤務することを承認することができる高齢者部分休業制度について定めたものでございます。

第1条は、この条例の趣旨でございます。

第2条は、高齢者部分休業の要件を規定しており、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で行おうとするものでございます。また、第2項で高齢者として定める年齢は、当該職員の定年から5年を減じた年齢としております。

第3条は、高齢者部分休業取得中の給与については、給料から減額しようとするものでございます。

次の32ページを御覧ください。第4条は、承認の取消しまたは休業時間の短縮でございます。

第5条は、休業時間の延長についての規定で、公務の運営に支障がないと認めるときは、部分休業期間の延長を承認することができるとしております。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

次の第2項、第3項、どちらも高齢者部分休業に係る関係条例の改正でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであり、本年5月17日開会の第2回臨時会において専決処分の承認をいただいた改正以外の改正となります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第4号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第4号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第1条関係は、由仁町税条例の一部改正であります。第18条の4は納税証明書の交付手数料です。交付する納税証明書に記載される住所について、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合など、総務省令で定める場合に該当するときは、当該住所に代わる事項を記載した証明書を交付することを含むこととする改正であります。

第33条は所得割の課税標準で、第4項は特定配当等に係る所得算定において分離課税または総合課税とする申告等について住民税申告書を除き、所得税確定申告書のみとする改正であり、課税方式を所得税と一致させるものであります。

2ページをお開き願います。第6項は、特定株式譲渡所得に係る課税方式で、第4項の改正と同様の改正を行おうとするものであります。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除で、第1項及び次のページ、3ページをお開き願います。第2項とも第33条第4項または第6項の改正に伴い、所得税確定申告書のみ扱いとする改正であります。

第36条の2は町民税の申告で、第1項は公的年金等受給者の住民税申告における配偶者特別控除の対象となるべきものに係る規定の整理であります。

4ページをお開き願います。第2項及び第36条の3第2項、第3項は項ずれ及び文言の整理であります。

5ページをお開き願います。第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、第1項は給与所得者において所得を有する一定の配偶者を有する場合に、町民税に係る扶養親族申告書に記載する事項に当該配偶者の氏名を追加するための規定として第2号を追加するものであります。

第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書で、公的年金等受給者において退職所得を有する一定の配偶者を有する場合に、町民税に係る扶養親族申告書に記載する事項に当該特定配偶者に関する事項を追加するものといたしまし

て、次の6ページをお開き願います。第2号として、当該特定配偶者の氏名を規定するものであります。

第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務等で、省令改正に伴う項ずれの整理であります。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、7ページをお開き願います。第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料で、第18条の4の改正と同様の改正であります。

次に、附則第7条の3の2第1項は、住宅借入れ等特別税額控除の適用期限の延長の改正で、控除の適用期限を令和20年度まで、居住年の期限を令和7年まで延長するものであります。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例で、第2項では特定上場株式等の配当に係る申告分離課税は、所得税での適用がある場合に限ることとする改正であります。

8ページをお開き願います。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、第3項は法改正に伴う引用条項の削除であります。

9ページをお開き願います。附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、第4項は特例適用配当等について特定配当等に係る課税の規定を適用せず、課税の特例を適用するためにする申告については住民税申告を除き、所得税確定申告書のみとすることとする改正であります。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、第4項は条約適用配当等について附則第20条の2第4項の改正と同様の取扱いとする改正であります。

10ページをお開き願います。第6項は、条約配当等について、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の規定を適用する場合における読替え規定の整理であります。

11ページをお開き願います。現行条例第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅被災者への特例措置について、附則第7条の3の2の改正において住宅借入れ等特別税額控除の適用期限が延長されたことから本規定を削除するものであります。

第2条関係は、令和3年第3回定例会において議決をいただきました由仁町税条例の一部を改正する条例の一部改正で、第1条関係の由仁町税条例の一部改正において第36条の3の3の規定が改正されたことに伴う一部改正規定の一部改正であります。

附則であります。第1条は施行期日で、第1号は扶養親族申告書に記載する事項に配偶者の氏名を追加する改正規定、住宅借入れ等特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正規定及び附則第17条の2第3項の改正規定については令和5年1月1日に施行しようとするもの、12ページをお開き願います。第2号は、特定配当等特定株式譲渡所得の申告に係る改正規定、町民税の申告に係る文言を整理する改正規定、特別徴収税額の納入に係る改正規定及び個人の町民税に係る規定の適用に係る経過措置規定については令和6年1

月1日に施行しようとするもの、第3号は固定資産税納税証明書、台帳の閲覧、記載事項証明の手数料に係る改正規定及び固定資産税納税証明書、台帳の閲覧に係る経過措置規定については民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日に施行しようとするものであります。

附則第2条は、納税証明書に関する経過措置で、固定資産税納税証明書に係る改正規定は附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる証明書の交付について適用しようとするものであります。

附則第3条は、町民税に関する経過措置で、第1項及び第2項は扶養親族申告書に記載する事項に配偶者の氏名を追加する改正規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与及び第36条の3の3第1項に規定する公的年金等について提出する申告書について適用し、同施行日前に支払いを受けるべき給与及び公的年金等について提出した申告書については、なお従前の例によるものとするものであります。

13ページをお開き願います。第3項であります。改正後の由仁町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとするものであります。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置で、固定資産税課税台帳の閲覧及び記載事項証明書に係る改正規定は附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる台帳の閲覧及び記載事項証明書の交付について適用するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、行政事務手数料の見直しのため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第5号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、町が発行する証明書等の手数料について見直しを行ったことなどに伴い、条例の一部について所要の改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第5号資料の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第1条は趣旨で、文言を整理するものであります。

第2条は種類及び金額で、第1項は手数料の種類、単位及び金額を規定しているところであり、現行条例第6条第1項に規定している手数料を徴するという文言を移行したところであります。

また、改正条例案では第2条の全部を改めているところでありますが、第2条の表に係る新旧対照表におきましては追加または変更する手数料等についてのみアンダーラインを付したところであります。

飛びまして、5ページをお開き願います。中ほど、第2項であります。現行条例第6条第2項に規定しておりました手数料の還付を移行し、規定したものであります。

第4条は納税証明書の枚数計算等で、第1項は由仁町税条例からの委任条項であります。納税証明書の枚数計算、第2項は固定資産課税台帳の閲覧の回数計算、第3項は固定資産課税台帳の記載事項証明の枚数計算について規定を追加しようとするものであります。

6ページをお開き願います。第6条は、文書をもって事実を認証するものの規定で、手数料を徴することができる証明については一定の条件があり、全ての証明で手数料を徴することとしないため、文言を改めるものであります。

現行の第6条第1項は改正案第2条第1項へ、第2項は改正案第2条第2項へ移行したところであります。

第8条は手数料の免除で、第2項は本改正に伴う引用条項の項ずれについて整理しようとするものであります。

最後に、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思しますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第6号 令和4年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金並びに新型コロナウイルス対応地方創生臨時事業費の増加などで、歳入では国庫支出金及びふるさと寄附金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和4年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金及び過年度分の特別交付金返還金の増額で、歳入ではその財源として特別交付金及び財政調整基金繰入金を増額するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

- 議長(熊林和男君) 日程第13、議案第8号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第8号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費及び納付税額確定による消費税の減額などで、歳入では一般会計繰入金の減額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) 建設水道課長

- 建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案の

とおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(熊林和男君) 日程第14、議案第9号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第9号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び地域支援事業費の増額で、歳入ではその財源として国庫支出金及び道支出金並びに一般会計繰入金などを増額するものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(野島 健君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第10号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合事務費及び保険料等負担金の減額で、歳入では保険料及び一般会計繰入金の減額並びに繰越金の追加であります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和4年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長(熊林和男君) 日程第16、議案第11号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額などで、歳入では高料金対策及び新型コロナウイルス対応地方創生臨時事業の確定に伴う一般会計繰入金が増額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和4年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第12号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額及び医薬材料費並びに検査手数料の増額などで、歳入では人件費の整理に伴う一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長(熊林和男君) 日程第18、議案第13号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第13号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額などで、歳入では道支出金の増額及び一般会計繰入金の減額であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日12月15日を休会とし、12月16日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡いたします。

12月16日の開議時間は午前9時30分からとなっておりますので、時間までにご参集願います。

ご苦勞さまでした。

◎延会 午後 2時04分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

6 番議員 佐 藤 英 司

7 番議員 平 中 利 昌